

富山県立大学障害学生等支援会議設置要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、富山県立大学における障害のある学生等の支援に関する要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、障害学生等支援会議（以下「支援会議」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 支援会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 本学への入学志願者、入学者選抜合格者、入学手続完了者又は在籍者であつて、身体等に障害があり、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又はこれに準ずる障害があると認められる者（以下「障害学生等」という。）
- (2) 障害学生等の支援のための連絡調整に関すること。
- (3) 障害学生等の教育及び学生生活に係る指導・助言に関すること。
- (4) その他障害学生等の支援に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 支援会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、学生部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員のうちから協議する案件ごとに座長が指名する。

- (1) 各学部の学部長
- (2) 工学部・工学研究科教務委員会委員長
- (3) 情報工学部教務委員会委員長
- (4) 看護学部教務委員会委員長
- (5) 看護学部看護学研究科教務委員会委員長
- (6) 看護学部看護学専攻科教務委員会委員長
- (7) 看護学生科長
- (8) 教養教育センター長
- (9) 所属学科等（障害学生等が志望又は所属する学科又は専攻をいう。次号及び第 11 号において同じ。）の学科長又は専攻長
- (10) 所属学科等の教務委員（1 人）
- (11) 所属学科等の学生委員
- (12) 事務局長

(運営)

第4条 座長は、支援会議を招集する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 座長は、必要があると認める場合には、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第6条 この要領に関する事務は、工学部生及び情報工学部生等にあつては射水キャンパス事務局教務課、看護学部生等にあつては富山キャンパス事務部教務学生課が行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、障害学生等の支援のために必要な事項は、支援会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。